

ケガをしたときの傷害保険手続きについて

就業中や就業の途上でケガをしたり事故に遭われたときは、各自の健康保険を使って、直ちに病院等で手当を受けて下さい。

会員の皆さんは、「シルバー人材センター団体傷害保険」に加入しておりますので、手続きによって以下の給付が受けられます。

また必ず、すぐに事務局へ連絡をして下さい。

保険請求の際には、事故発生時の状況を詳しく報告しなければなりませんのでよろしくお願ひします。

補償区分	補償金額	補償内容
死亡保険金	600万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
後遺障害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1日当 5,000円	事故日より180日以内で、その事故が原因で入院した場合、ただし、180日を限度とします
通院保険金	1日当 3,000円	事故日より180日以内で、その事故が原因で通院した場合、ただし90日を限度とします

※ 熱中症にも対応します。

※ 入院・通院した日付を記録し、薬袋や領収書を保管しておいて下さい。
(入院・通院を証明する書類となります)

※ シルバー人材センターの仕事においては、安全がすべてにおいて優先されます。
作業中や作業への行き帰りにも、安全第一を心がけましょう